

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年9月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300046 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2300006 号

第1 結論

平成 24 年 1 月及び同年 2 月の請求期間並びに同年 11 月から平成 25 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 1 月及び同年 2 月
② 平成 24 年 11 月から平成 25 年 2 月まで

ねんきん定期便によると、請求期間①及び②の国民年金保険料は未納となっているが、私の母親が請求期間①及び②の国民年金保険料を A 県 B 市 C 地区の実家近くのコンビニエンスストアで納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が実家近くのコンビニエンスストアで請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していた旨陳述しているところ、母親は、請求者から請求者に係る国民年金保険料の納付書を渡されたときは、自宅近くの D 通り沿いの E コンビニエンスストア又は F 通り沿いの G コンビニエンスストアで請求者の国民年金保険料を納付していたが、いつの国民年金保険料だったかは分からない旨陳述している。

また、日本年金機構 H 年金事務所は、コンビニエンスストア各社に対する国民年金保険料の収納記録の照会には国民年金保険料の納付書のバーコード情報が必要であるが、納付書のバーコード情報の保存期間は当該納付書の発行年度の翌年度から起算して 3 年経過までであり、請求者に係る請求期間①及び②の納付書のバーコード情報は保存期間経過のため確認できないことから、E コンビニエンスストア本部及び G コンビニエンスストア本部に対して請求者に係る請求期間①及び②の国民年金保険料の収納記録を照会することができない旨回答している。

さらに、国民年金保険料の納付受託取扱要領（令和5年4月）によると、コンビニエンスストア店舗にて、読み込ませたバーコード情報記載の領収（納付受託）済通知書は、3年を経過する年度末までコンビニエンスストア本部で保存することとされており、請求期間①及び②に係る領収（納付受託）済通知書は、保存することとされている期間を経過している。

加えて、請求者の母親の陳述から、母親が請求者の国民年金保険料を納付していたとするEコンビニエンスストアは、I店と考えられることから、同店に対し、同店において収納した国民年金保険料に係る資料の保管状況等について照会したが回答を得られなかった。また、Gコンビニエンスストアについては、現在、J店があるところ、母親は、同じ通り沿いの別の場所に店舗があったが数年前に現在の場所に移転した旨陳述している。前述の同じ通り沿いの別の場所にあったとする店舗は現存しておらず、照会することができないことから、現在のGコンビニエンスストアJ店に照会したところ、同店は、平成27年8月28日に開店したため、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の資料等は保管していない旨回答している。

このほか、請求者及び請求者の母親が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300042 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300014 号

第 1　結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 20 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和45年11月 1 日から昭和46年 4 月 1 日まで

私は、C 県 D 市にあった A 社に昭和45年11月から昭和46年 3 月まで季節労働として勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者記録がない。E 県 F 市（現在は、E 県 G 市）から一緒に D 市に行き、季節労働として勤務した者には同社における厚生年金保険被保険者記録があるので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第 3　判断の理由

請求者が A 社に季節労働として一緒に勤務した者として氏名を挙げた者及び同社における厚生年金保険被保険者期間に同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）又は国民年金被保険者名簿により住所が F 市であったことが確認できる者のうちオンライン記録で所在が確認できた者に対し、請求者の請求期間当時の勤務実態等について照会したところ、複数の者から季節労働として昭和 45 年 11 月から請求者と一緒に同社に勤務した旨回答があったことから、請求者は、期間は特定できないものの、昭和 45 年度の冬季に季節労働として同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社の社会保険事務を行っているとする H 社は、請求者に係る資料は保存期限経過のため保管しておらず、請求者の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出、厚生年金保険料の納付及び控除について、いずれも不明である旨回答していることから、A 社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確

認できない。

また、A社の被保険者原票により、請求者が同社と一緒に勤務した者として氏名を挙げた者を含め住所がF市であった複数の者が昭和42年度又は昭和44年度の冬季に同社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるところ、当該被保険者記録が確認できる者及び請求者が氏名を挙げた者のうちオンライン記録で所在が確認できた者に対する照会に対し、複数の者が昭和43年度又は昭和45年度の冬季に同社に勤務していた旨回答していることから、昭和42年度、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度の冬季においてF市から複数の者が季節労働として同社に勤務していたことがうかがえるものの、同社の被保険者原票によると、昭和43年度及び昭和45年度の冬季に住所がF市であった者は見当たらないことから、同社は、昭和43年度及び昭和45年度の冬季については、季節労働として勤務していたF市の者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の被保険者原票及びオンライン記録によると、同社において昭和45年10月6日から昭和46年5月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300043 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300015 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年3月31日から昭和41年2月1日

新たに見付かった私のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、日本年金機構の規定で昭和36年3月31日とされたが、同日以降も同社に勤務していたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構B年金事務所が令和5年4月12日付けで請求者に回答した「照会申出記録に関する調査結果についての回答票」によると、「日本年金機構で保管している紙台帳に資格取得日の記載はありましたが、資格喪失年月日の記載はありませんでした。当時、紙台帳を保管していたC社会保険事務所(当時)が昭和36年3月31日火災にあい、資格喪失年月日が記載された台帳が焼失してしまったものと考えられます。このような場合の日本年金機構の規定により、火災にあった昭和36年3月31日を資格喪失年月日と判断いたしました。」と記載されており、オンライン記録によると、請求者がA社において昭和35年5月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和36年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した被保険者記録について、令和5年5月15日に請求者の基礎年金番号に統合する処理が行われている。

一方、請求者は、日本年金機構により昭和36年3月31日と判断された請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、同社の次の事業所に勤務する直前の昭和41年2月1日まで、同社に継続して勤務したとして訂正請求を行っている。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿の謄本により確認できる代表清算人を含む清算人7人には、請求期間における代表取締役を含む取締役のうち退任した1人を除く5人が含まれているところ、オンライン記録によると、退任した1人は同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるが亡くなっており、上記清算人7人について、同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できない上、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが特定できず、回答を得ることができないことから、同社における請求者に係る請求期間である昭和36年3月31日以降の期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

また、前述の閉鎖登記簿の謄本によると、A社は、昭和40年4月24日に清算終了していることが確認できることから請求期間のうち同日以降は清算終了後の期間である上、オンライン記録によると、同社は、同年2月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間のうち同日以降の期間は厚生年金保険被保険者となることができない期間であるところ、前述のとおり、同社の閉鎖登記簿の謄本により確認できる代表清算人を含む清算人を特定できず、回答を得ることができないことから、同社が請求期間のうち同日以降も厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことを確認することができない。

さらに、請求者が氏名を挙げた複数の同僚及びオンライン記録で確認できる請求期間にA社における厚生年金保険被保険者のうち所在が確認できる複数の者に文書照会をしたが、請求者の請求期間における勤務実態が確認できる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。